

# かなみ老人デイサービス通所介護事業運営規程

制定	平成12年	4月	1日	改定	平成17年	10月	1日	改定	平成24年	4月	1日
改定	平成12年	8月	1日	改定	平成18年	4月	1日	改定	平成24年	8月	1日
改定	平成13年	1月	29日	改定	平成19年	1月	1日	改定	平成25年	11月	27日
改定	平成13年	4月	1日	改定	平成19年	4月	1日	改定	平成30年	4月	1日
改定	平成13年	7月	1日	改定	平成20年	4月	1日				
改定	平成15年	5月	1日	改定	平成21年	4月	1日				
改定	平成17年	1月	17日	改定	平成22年	4月	1日				
改定	平成17年	4月	1日	改定	平成23年	4月	1日				

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共済福祉会が設置運営する通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

## (運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- 6 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供する。

## (事業の名称)

第4条 本事業所の名称は、次のとおりとする。

かなみ老人デイサービス（以下、「事業所」という）

第5条 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

静岡県田方郡函南町平井717-38

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、指定居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(4) 介護職員 7名以上

介護職員は、指定通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機

能訓練を行なう。

### （営業日と営業時間及びサービス提供時間と利用定員）

第7条 事業所の営業日と営業時間及びサービス提供時間と利用定員は、次のとおりとする。

(1) 営業日と営業時間

〔営業日〕 月曜日から土曜日までとする。（12月31日から1月3日までを除く）

〔営業時間〕 午前 8時30分から 午後 5時30分までとする。

(2) サービス提供時間と利用定員

午前 9時30分から 午後 4時40分までとする。 定員45名

### （指定通所介護の内容）

第8条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
- (4) 送迎サービス
- (5) 入浴サービス
- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言等に関すること

### （通所介護計画の作成等）

第9条 指定通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

### （指定通所介護の利用料）

第10条 本事業所が提供する指定通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

(1) 食費（昼食・おやつ代等昼食材料費を含む）

当事業所で用意した食事等を希望する場合は、一食750円を徴収する。

(2) おむつ代は、実費を徴収する。

(3) 前号に掲げるもののほか、指定通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、実費を徴収する。

2 前項の費用に支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

3 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振替により、指定期日までに受ける。

### （通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施区域は、次のとおりとする。

函南町、三島市（大場・東大場・多呂・北沢・梅名）、伊豆の国市奈古谷

### （サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスを受けようとする利用者は、次の内容を留意する。

- （1） 個別機能訓練時及び訓練器具を利用する際は、怪我等の事故を防止するために、必ず職員の指示に従い実施すること。
- （2） 利用者の外出等は、職員に申し出て許可を得ること。
- （3） 飲食については、利用時に食事とおやつ等を提供することから、食中毒等の問題を考慮して持ち込み等はしないこと。止むを得ない場合は、事前に許可を得ること。
- （4） その他、通常のサービス以外の利用については、担当職員と話し合いにより、利用内容を検討すること。

### （サービス提供記録の記載）

第13条 指定通所介護を提供した際は、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、利用者にかわって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

### （秘密保持）

第14条 「社会福祉法人共済福祉会における個人情報保護に対する基本方針等」に基づき、個人情報の取り扱いを行うとともに、以下のとおりとする。

- （1） 本事業所の管理者及び職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- （2） 管理者及び職員等は退職後も、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

### （苦情処理）

第15条 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

### （損害賠償）

第16条 利用者に対する指定通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### （衛生管理）

第17条 指定通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

### （緊急時における対応方法）

第18条 指定通所介護の提供中に、利用者の心身の状況に異変が生じた時は、速やかに家族に連絡をするとともに、主治医或いは協力医療機関へ連絡を行う等、必要な措置を講ずる。

### （非常災害対策）

第19条 指定通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合は、従業者は、「社会福祉法人共済福祉会地震防災応急計画」に基づき、利用者の避難等適切な措置を講ずる。

「かなみ老人デイサービス消防計画等」による防災計画を提示し、防火管理者の指示に基づき日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法等を具体的に確認するとともに、定期的な防災訓練を実施し、災害時の避難等の習得と安全を確保する。

### （その他運営についての留意事項）

第20条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- （1） 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。